

日本核燃料開発株式会社

① 本格運用までにクリアにしなければならない課題。

- ・品質マネジメントシステムに関する詳細な記載は保安規定の下部規程とするが、保安規定にはどこまで記載するか。([使用施設等における保安規定の審査基準] (使用規則第 2 条の 12 第 1 項第 2 号))

- ・核燃料使用変更許可申請書へ保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を追記し、保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書を添付する必要があるが、期日(法令施行日から 3 か月以内)までに現在変更申請中の核燃料使用変更許可申請書の許可が得られなかった場合や期日の直前に許可が得られた場合は、品質管理に関する事項の反映は期日後としてよいか。

- ・現在変更申請中の保安規定の認可が期日(法令施行日から 6 か月以内)までに得られなかった場合や期日の直前に認可が得られた場合は、法令改正に伴う保安規定の変更申請は期日後としてよいか。

- ・使用施設等の施設管理は、核燃料物質の使用等に関する規則に新たに追加された項目であり、施設管理の方針、目標、実施計画の策定に時間を要する。(使用施設等の施設管理の施行は保安規定の変更申請と同様の猶予期間をいただけないでしょうか。)

([使用施設等における保安規定の審査基準] (使用規則第 2 条の 12 第 1 項第 15 号))